省エネルギー設備 導入支援低利融資の御案内

県では、県内事業者による省エネルギー活動を支援するため、 省エネルギー設備を導入しようとする「いわて地球環境にやさしい 事業所」を対象とした低利融資を実施しています。

ぜひ、ご活用ください。

1 融資の対象

県では、地球環境に配慮した取組を積極的に行っている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定しています。

この「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定を受けた事業者は、エネルギーの使用の合理化に 資する施設(中小企業信用保険法施行規則(昭和37年3月27日通商産業省令第14号)別表第二の一に 掲げる施設)を導入する際、低利で融資を受けることができます。

※「いわて地球環境にやさしい事業所」制度については、裏面をご覧ください。

【主な「エネルギーの使用の合理化に資する施設」の例】

※この他の貸付対象設備や設備の仕様等、詳細は施行規則にてご確認ください。

- ◆ 熱交換器
- ◆ 自動温度調整装置
- ◆ 自然採光式天窓
- ◆ 高性能放射式暖房装置
- ◆ 省エネルギー型ボイラー
- ◆ 省エネルギー型プレス
- ◆ 省エネルギー型燃焼装置
- ◆ 廃熱利用加熱装置
- ◆ 電力負荷調整装置
- ◆ 可変風量空気調和設備
- ◆ 真空間接加熱式温水器
- ◆ 省エネルギー型工業炉
- ◆ 省エネルギー型印刷機
- ◆ 省エネルギー型管理制御装置
- ◆ 自動燃焼制御装置
- ◆ 潜熱型蓄熱槽
- ◆ ヒートポンプ方式熱源装置
- ◆ 高効率付上げ装置
- ◆ 省エネルギー型乾燥装置
- ◆ 省エネルギー型成形機
- ◆ 燃料電池設備
 - ・・・など 120施設

2 貸付の条件

融資区分	融資限度額	貸付期間 (据置期 間)	貸付利率	保証料率
設備資金	5千万円 以内	15年以内 (2年)	3年以内 年1.7%以内 3年超10年以内 年1.9%以内 10年超15年以内 年2.1%以内	0.45%~1.7%

※中小企業者にあっては岩手県信用保証協会の信用保証を必須としています。

※融資限度額は、1企業あたりの額となります。

※保証人は、原則として法人における代表者を除き不要となります。また、担保は、取扱金融機関の所定の条件となります。 ※貸付の条件の詳細については、岩手県再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金貸付要綱をご覧ください。 ※御利用にあたっては、金融機関の審査があり、御希望に添えない場合があります。

3 申込手続き

県内の普通銀行、信用金庫及び株式会社商工組合中央金庫にお申し込みください。

4 お問合せ先

岩手県環境生活部環境生活企画室 電話 019-629-5271 FAX 019-629-5334 メールアドレス ACO001@pref.iwate.ip



いわて地球環境にやさしい事業所認定制度

岩手県では、地球環境に配慮した取組を積極的に行っている事業所を「いわて地球環境に やさしい事業所」として認定する制度を平成16年度から実施しています。

制度の目的

地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を認定し、広く県民に紹介することにより、地球温暖化対策の積極的な取組を広げていくことを目的としています。

認定のメリット

- 〇 産業廃棄物処理業者格付制度において、自己評価表の評価項目として5点加点されます。
- 県営建設工事請負資格者に係る審査基準等において、技術等評価点の評価項目として加点されます。ただし、加点 対象の認定区分は3つ★、4つ★のみで、ISO14001認証取得との重複加点は行われません。
- 県が発注する環境関連事業における物品購入等(印刷物等の製造請負を含む)において、優先的に取り扱われます。
- 「いわて復興パワー」による電気料金割引の対象となることができます。(東北電力株式会社から高圧で受電している企業等が対象です。)
- 〇 「事業者向け省エネルギー対策推進事業」による設備(LED照明、空調設備、給湯設備、変圧器)導入の補助率・ 補助上限額が優遇されます。

制度の仕組み

地球温暖化対策を積極的に取り組んでいる事業者は、所管する広域振興局に申請し、これを広域振興局が審査のうえ認定します。また、県は、認定した事業所を広く県民に紹介します。

対象事業所

「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定を申請することができる事業者は、岩手県内に事業所を有し事業活動を 行っている事業者です。

認定の区分と基準

認定区分	基準
*	次の基準全てに該当していること。 ① 二酸化炭素の排出の抑制に向けた具体的な計画・取組を行っていること。(電力、重油、ガス、自動車燃料等エネルギーの使用削減に向けた計画・取組) ② 従業員の通勤用マイカー利用による二酸化炭素の排出の抑制に向けた具体的な取組を行っていること。(ノーマイカーデーの実施、マイカー通勤自粛の啓発、エコドライブ徹底の啓発などの取組) ③ エコスタッフ*が常駐していること。 ※次のいずれかに該当する者 ・ 「地球温暖化に関する一般的事項」と、「二酸化炭素削減の取組(省エネのポイント、環境マネジメントシステム、エスコ等設備改善の手法、通勤対策など)」に関する話題を中心とする「エコスタッフ養成セミナー」を受講した者 ・ 環境社会検定試験(eco検定)合格者であって、1年以上事業所の環境活動に従事している者
**	上記★に加えて、環境マネジメントシステムを保有していること。
***	上記★★に加えて、ISO14001、IES(いわて環境マネジメントシステム)、エコアクション21、グリーン経営などの認証を取得していること。
****	上記★★★に加えて、二酸化炭素の排出の抑制に向けた具体的な取組の成果が認められること。 (電力、重油、ガス、自動車燃料等エネルギーの使用削減への取組成果)

認定方法

1 認定申請書の提出

認定を申請しようとする事業者の方は、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定申請書を、所管する広域振興局へ提出してください。ただし、申請書は3ヶ月毎(5月末、8月末、11月末、2月末)に区切って処理をしますので、認定を受けようとする時期に間に合うよう、エコスタッフ養成セミナーの受講などの準備をしてください。

2 認定書の交付

認定された事業者の方には、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定書が交付されます。

3 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定の日の翌月1日から起算して3年間です。ただし、有効期間内に認定区分を変更するために 新たに申請し認定された場合は、既に認定された区分の有効期限は失効となります。

岩手県のホームページ(https://www.pref.iwate.jp/)で「いわて地球環境にやさしい事業所」と検索すると、制度内容や申請方法の詳細がご覧になれます。